

情介発第 5557 号
平成 27 年 11 月 30 日

各 居宅介護支援事業所 様

佐賀県国民健康保険団体連合会
事務局長 今 泉 寛
(公 印 省 略)

給付管理業務における居宅サービスの利用可能日数の連絡・調整について

本会の介護給付費の審査支払業務につきましては、日頃からご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本会では「介護給付適正化」の一環として「縦覧点検・医療情報との突合」を行っていますが、その中で福祉用具貸与における介護給付費請求明細書の給付費明細欄の「回数」及び請求額集計欄の「サービス実日数」の記載の誤りが多く見受けられます。

つきましては、要介護（要支援）被保険者が介護保険施設や医療機関に入所（入院）した際には「居宅における介護」を受けていないとして居宅サービスの適応外となりますので、福祉用具貸与サービスを利用中に入所（入院）した場合には必ず、福祉用具貸与事業所への連絡調整をお願いします。

担当：情報・介護課 介護保険係
電話：0952-26-4302